

改正

令和6年8月30日告示第258号

樫原市週休2日工事試行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設業における担い手の確保及び育成のため、樫原市(以下「発注者」という。)が発注する工事において週休2日の確保に取り組む工事(以下「週休2日工事」という。)を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日をいう。以下同じ。)から竣工日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等を含む。)及び受注者と監督員との協議により決定する期間は含まない。
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。ただし、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所とし、資材搬入、運搬業務等の作業を行う場合は、現場閉所としない。
- (4) 現場閉所率 対象期間内の現場閉所の日数の割合をいい、以下の計算式で算出される割合をいう。

$$\text{現場閉所率} = (\text{現場閉所を行った日数(日)}) / (\text{対象期間(日)})$$

- (5) 4週8休以上 現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
- (6) 4週7休以上 現場閉所率が25%(7日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
- (7) 4週6休以上 現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
- (8) 土木積算システム 奈良県土木マネジメント部が作成した奈良県土木積算システムをいう。

(対象工事)

第3条 週休2日工事の対象は、発注者が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)で、かつ、入札公告及び特記仕様書に対象工事である旨が明記された工事とする。ただし、次の各号に掲げる工事は除く。

- (1) 社会的要請により工期等に制約がある工事
- (2) 緊急に対応することが必要な工事
- (3) 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により発注する工事
- (4) その他週休2日に取り組むことが適切でないと認められる工事

(発注方式)

第4条 発注方法は、受注者希望方式(受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を希望したうえで発注者と協議して取り組む方式)とする。

(積算方法等)

第5条 発注者は、4週8休以上を前提に工事の設計を行う。

2 発注者は、現場閉所の状況を確認後、4週8休以上に満たない工事はその達成状況に応じて、土木積算システムを活用する土木工事については土木積算システムを活用する土木工事の閉所状況による補正率(別表第1)及び土木積算システムを活用する土木工事の市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数(別表第2)のとおり補正係数を変更して工事費を積算し、請負代金額を変更するものとし、土木積算システムを活用しない土木工事については土木積算システムを活用しない土木工事の閉所状況による補正率(別表第3)及び土木積算システムを活用しない土木工事の市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数(別表第4)のとおり補正係数を変更して工事費を積算し、請負代金額を変更するものとし、建築工事については建築工事の閉所状況による補正率(別表第5)と、工事種別に応じて建築工事の補正率(別表第6)、電気設備工事の補正率(別表第7)、機械設備工事の補正率(別表第8)及び解体(とりこわし)工事の補正率(別表第9)のと

おり補正係数を変更して工事費を積算し、請負代金額を変更する。

- 3 4週6休に満たない工事及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった工事（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、補正係数を変更して工事費を積算し、請負代金額を変更する。ただし、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて請負代金額を変更する。

（対象工事である旨等の明示）

第6条 発注者は、週休2日工事を発注するにあたり、入札公告及び特記仕様書に対象工事である旨を記載するとともに、週休2日を実施しなかった場合及び週休2日が達成できなかった場合には、現場閉所の状況に応じて減額変更の対象となる旨を記載するものとする。

- 2 工事契約後、週休2日の対象期間としていた期間において、災害復旧、緊急対応等の受注者の責めに帰すことができない事由により現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定することができる。
- 3 前項の規定により現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。この場合において、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

（現場閉所の実施方法）

第7条 受注者は、工事着手日までに週休2日の実施の可否を工事打合簿（様式第1号）により協議する。ただし、受注者は、週休2日を実施する場合、工事打合簿の提出に併せて週休2日を考慮した工程を検討し、その工程について発注者と協議を行うものとし、協議の結果、受注者は週休2日を実施しない場合、次項から第4項に定める手続きを不要とする。

- 2 受注者は、週休2日の取得計画が確認できる休日取得計画書（様式第2号。以下「計画書」という。）を作成し、工事着手日までに監督員に提出して確認を受けるものとする。ただし、必要事項が記載されている既存の資料をもってこれに代えることができるものとする。
- 3 受注者は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度計画書を監督員へ提出する。ただし、計画書の修正に当たっては、受発注者間で調整を行うものとする。
- 4 受注者は、竣工後、工事完成図書において次の各号に掲げる書類を提示し、監督員の確認を受けるものとする。ただし、必要事項が記載されている既存の資料をもってこれらの書類に代えることができるものとする。

（1）計画書に対する休日取得実績書（様式第3号）

（2）工事現場において週休2日の対象工事である旨を明示したことがわかる写真等

（3）工事現場の閉所状況がわかる書類（工事日誌等）

（週休2日工事の見える化）

第8条 受注者は、工事中、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に、週休2日工事の対象工事である旨を明示するものとする。

（適切な工期の確保）

第9条 発注者は、週休2日工事を発注するにあたり、適切な工期の設定を行うものとし、変更契約を行う場合も同様とする。

（工事成績評定）

第10条 週休2日の現場閉所等を行ったと認められる工事については、工事成績評定において評価するものとする。

- 2 週休2日を確保できなかった場合であっても、工事成績評定における減点を行わないものとする。

（元請下請けの取引の適正化）

第11条 受注者は、週休2日工事の実施にあたり、工期、請負代金額等について下請業者へのしわ寄せが生じないように留意するものとする。

（アンケート調査）

第12条 受注者は、市長がアンケート調査を実施する場合には、協力するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日（以下「実施日」という。）から実施し、実施日以降に入札公告又は指名通知する建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から実施し、同日以降に入札公告又は指名通知する建設工事から適用する。

別表第1（第5条関係） 土木積算システムを活用する土木工事の閉所状況による補正率

	〈当初計上〉 現場閉所率 28.5%以上 (4週8休以上相当)	現場閉所率 28.5%未満 (4週8休未満相当)
	労務費	1.02
機械経費 (賃料)	1.02	1.00
共通仮設費率	1.02	1.00
現場管理費率	1.03	1.00

別表第2（第5条関係） 土木積算システムを活用する土木工事の市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		〈当初計上〉 現場閉所率 28.5%以上 (4週8休以上相当)	現場閉所率 28.5%以上 (4週8休未満相当)
鉄筋工		1.02	1.00
ガス圧接工		1.02	1.00
インターロッキングブ ロック工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.02	1.00
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.00
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.00
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.00
	撤去	1.02	1.00
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.00
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.00
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・ 移設	1.02	1.00
道路付属物設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.02	1.00
法面工		1.01	1.00
吹付砕工		1.01	1.00
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.02	1.00

道路植栽工	植樹	1.02	1.00
	剪定	1.02	1.00
公園植栽工		1.02	1.00
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.00
橋面防水工		1.01	1.00
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.00
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.00

※(補正式) 週休2日補正後の市場単価=市場単価×週休2日の補正係数

別表第3(第5条関係) 土木積算システムを活用しない土木工事の閉所状況による補正率

	〈当初計上〉 現場閉所率 28.5%以上 (4週8休以上相当)	現場閉所率 25%以上、 28.5%未満 (4週7休以上8 休未満相当)	現場閉所率 21.4%以上、 25%未満 (4週6休以上7 休未満相当)	現場閉所率 21.4%未満 (4週6休未満相 当)
労務費	1.05	1.03	1.01	1.00
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01	1.00
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.06	1.04	1.03	1.00

(補正方法)

週休2日工事において、受注者が週休2日を実施しなかった場合、週休2日が達成できなかった場合は、現場閉所率に応じて、当初計上している4週8休以上相当の補正係数を別表に掲げる補正係数に変更し、減額変更を行う。ただし、市場単価方式については、「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数」の補正係数のおりとする。

別表第4(第5条関係) 土木積算システムを活用しない土木工事の市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		〈当初計上〉 現場閉所率 28.5%以上 (4週8休以上相当)	現場閉所率 25%以上 28.5%未満 (4週7休以上8 休未満相当)	現場閉所率 21.4%以上 25%未満 (4週6休以上7 休未満相当)	現場閉所率 21.4%未満 (4週6休未満相 当)
鉄筋工		1.05	1.03	1.01	1.00
ガス圧接工		1.04	1.02	1.01	1.00
インターロッキングブロック工	設置	1.02	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01	1.00
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01	1.00
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01	1.00

防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01	1.00
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.02	1.01	1.00	1.00
防護柵設置工 (落石防止網)		1.03	1.02	1.01	1.00
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00	1.00
	撤去・ 移設	1.04	1.03	1.01	1.00
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01	1.00
法面工		1.02	1.01	1.00	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01	1.00
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03	1.02	1.01	1.00
道路植栽工	植樹	1.05	1.03	1.01	1.00
	剪定	1.05	1.03	1.01	1.00
公園植栽工		1.05	1.03	1.01	1.00
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01	1.00
橋面防水工		1.02	1.01	1.00	1.00
薄層カラー舗装工		1.01	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.01	1.01	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00	1.00
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.00	1.00

※(補正式) 週休2日補正後の市場単価=市場単価×週休2日の補正係数
別表第5(第5条関係) 建築工事の閉所状況による補正率

	〈当初計上〉 現場閉所率 28.5%以上 (4週8休以上相当)	現場閉所率 25%以上、 28.5%未満 (4週7休以上8休未満 相当)	現場閉所率 21.4%以上、 25%未満 (4週6休以上7休未満 相当)
労務費	1.05	1.03	1.01

(補正方法)

週休2日工事において、別表第3の現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。

ただし、市場単価等の補正率については、以下のとおりとする。

(1) 市場単価及び補正市場単価

市場単価及び補正市場単価は、別表第4、別表第5、別表第6及び別表第7の補正率を用いた次の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価×改修補正率
- ・補正市場単価×改修補正率

【解体（とりこわし）工事の場合】

- ・市場単価×補正率
- ・補正市場単価×補正率

（参考）

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、別表第4、別表第5及び別表第6の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

(2) 物価資料の掲載価格

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、別表第4、別表第5、別表第6及び別表第7の補正率を用いた次の式により補正する。ただし、物価資料とは建設物価、積算資料、建築施工単価、建築コスト情報等の刊行物をいう。

【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格×新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格×改修補正率

【解体（とりこわし）工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格×補正率

別表第6（第5条関係） 建築工事の補正率

工種	摘要 ※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びびとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01

左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。
ただし、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

別表第7（第5条関係） 電気設備工事の補正率

工種	摘要 ※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。
ただし、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

別表第8（第5条関係） 機械設備工事の補正率

工種	摘要 ※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修

		補正率	補正率	補正率	補正率	補正率	補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

ただし、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

別表第9（第5条関係） 解体（とりこわし）工事の補正率

工種	摘要 ※	補正率		
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
仮設工事		1.03	1.02	1.01
電気設備解体		1.02	1.01	1.01
機械設備解体		1.02	1.01	1.01
内装材解体		1.05	1.03	1.01
外装材解体		1.02	1.01	1.01
屋根葺材等解体		1.02	1.01	1.01
躯体解体		1.02	1.01	1.01
基礎・杭等解体		1.02	1.01	1.01
環境配慮工事（手間のみ）		1.05	1.03	1.01
環境配慮工事（材工共）		1.02	1.01	1.01
屋外施設等解体（舗装、埋設物）		1.02	1.01	1.01
屋外施設等解体（植栽）		1.05	1.03	1.01
土工事（埋戻し、整地等）		1.03	1.02	1.01
発生材処理（発生土運搬）		1.02	1.01	1.01
発生材処理（発生材運搬）		1.02	1.01	1.01
発生材処理（発生土積込み）		1.03	1.02	1.01
発生材処理（発生材積込み）		1.03	1.02	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

ただし、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

工事打合簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()		
工事名			
(内容)			
添付図 葉、その他添付図書			
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他	

総括 監督員	主任 監督員	一般 監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

※必要のない記名欄は斜線を引く等する。

